

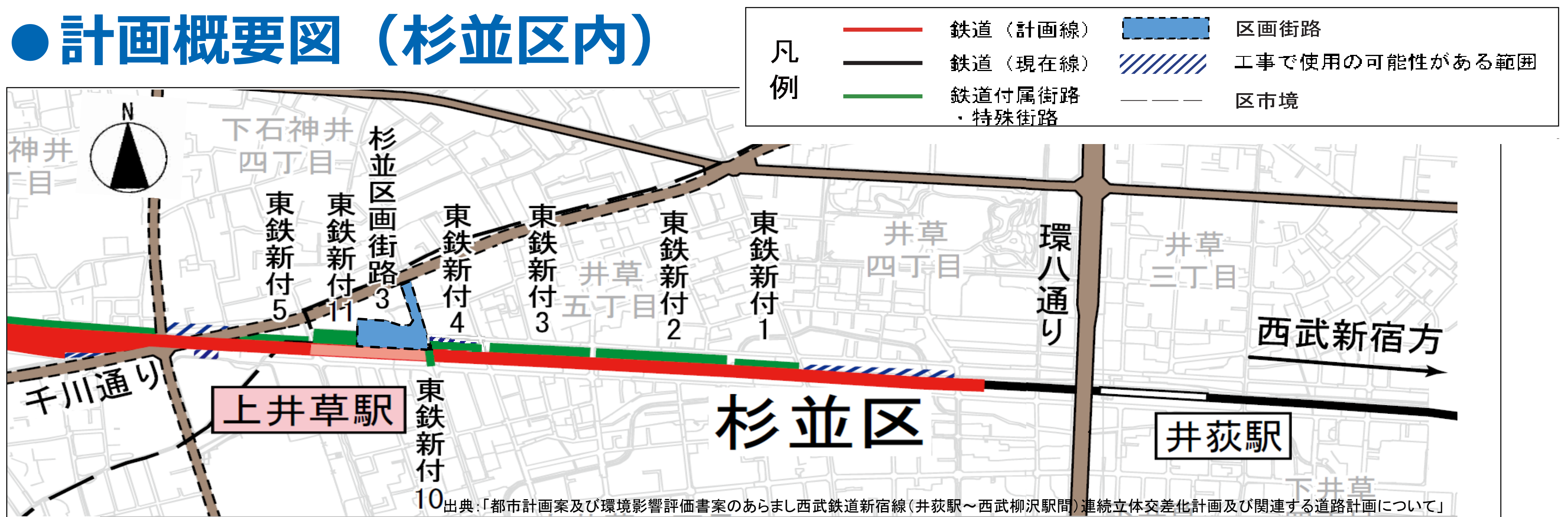
西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間） 連続立体交差事業等について

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業とは？

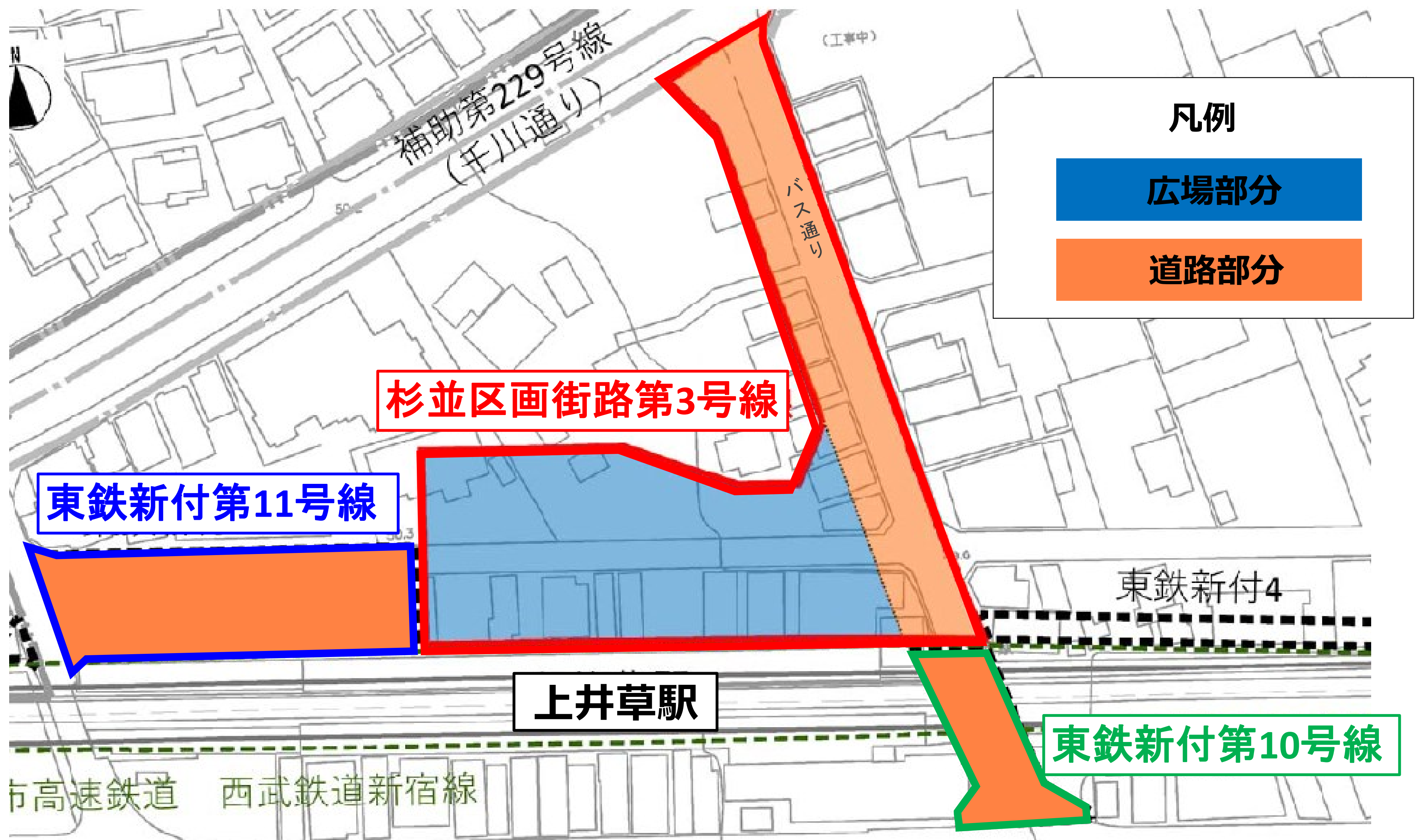
鉄道を一定区間高架化し、多数の踏切の除却と交差する道路との立体化を一挙に実現する事業です。
本事業の実施により、井荻駅～西武柳沢駅間において**19カ所の踏切**が除却されます。

事業の効果：
踏切での交通渋滞の解消
道路と鉄道それぞれの安全性の向上
地域分断の解消

●計画概要図（杉並区内）



●上井草駅北口駅前広場（杉並区画街路第3号線）等計画図



【概要】

■杉並区画街路第3号線
道路部分 延長:118m 幅員15m
広場部分 面積:2.804㎡

■東鉄新付第10号線
延長:37m 幅員:12～14m
■東鉄新付第11号線
延長:69m 幅員:19～20m

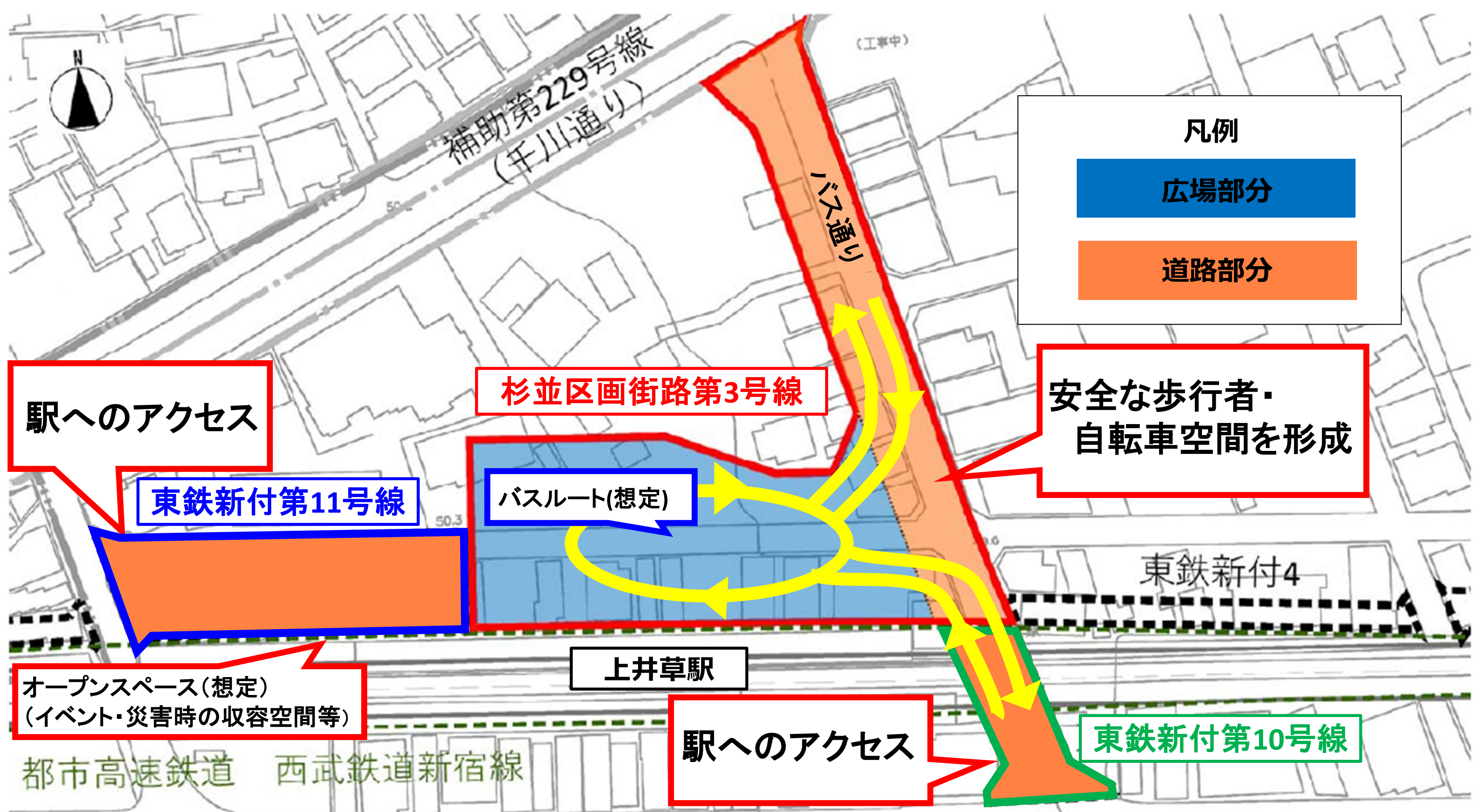
駅前広場の整備（杉並区）

<整備の目標>

- 交通機関の乗り換え利便性の向上
- 駅周辺の安全な歩行者・自転車空間の確保
- みどりあふれる歩行空間の確保

<整備の概要>

- 側道部分と駅前広場の連続した整備
- バス・タクシー乗降場等を駅前広場に集約
- 駅前広場とバス通りの一体的な整備



(承認番号)31 都市基街第51 号、令和元年6 月13 日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500 分の1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第2 号



東北沢駅

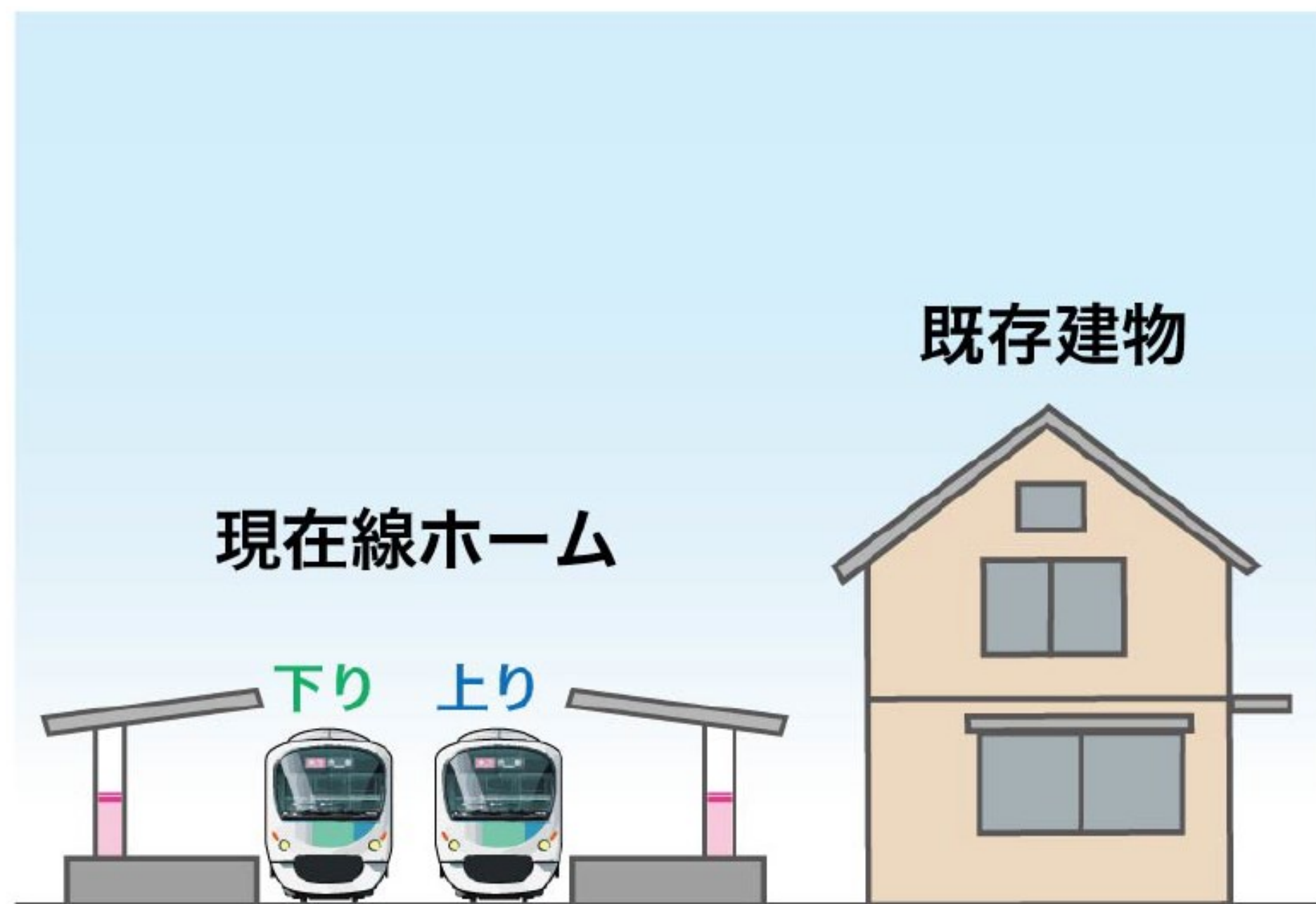
【整備イメージ】



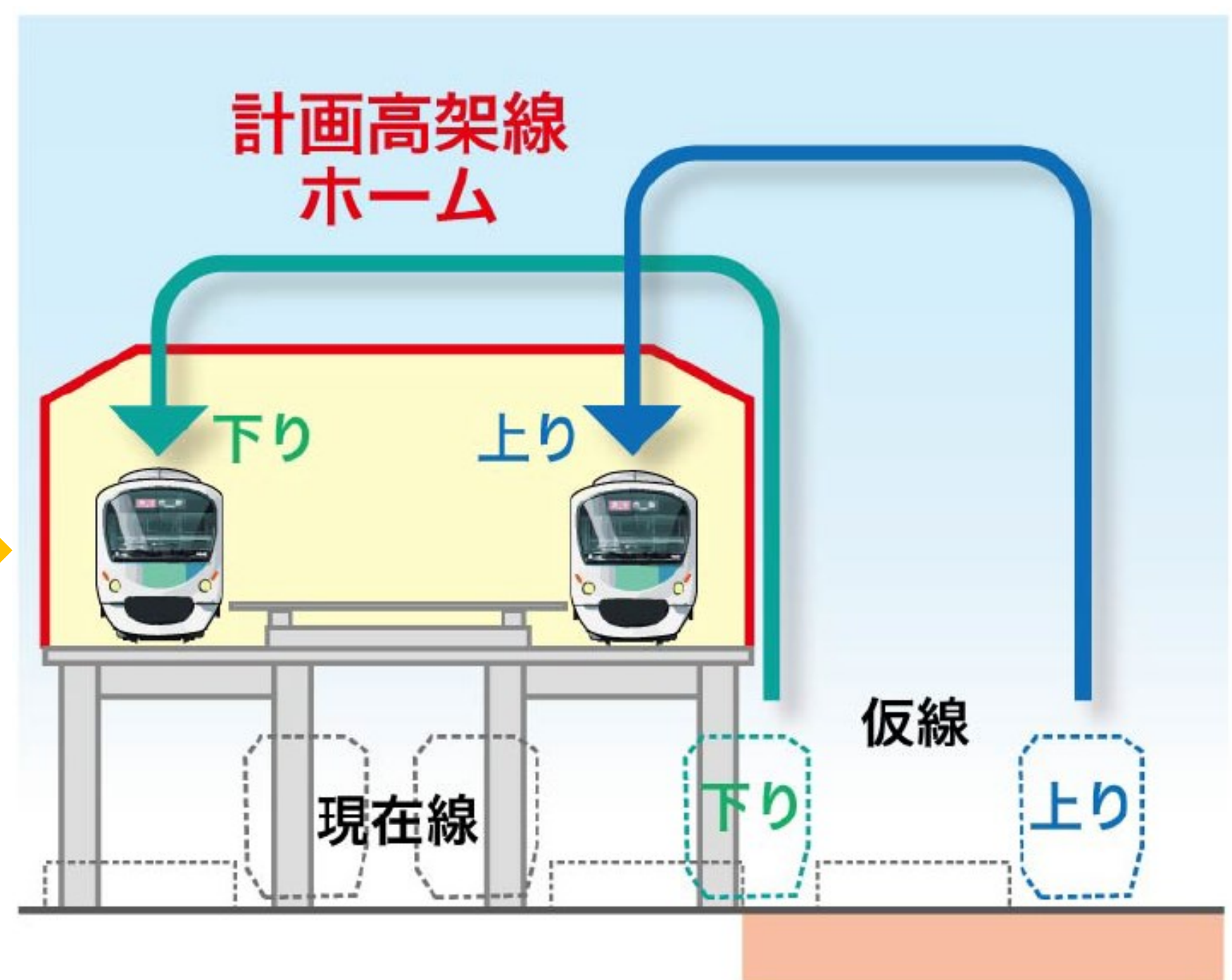
練馬高野台駅

整備手順のイメージ

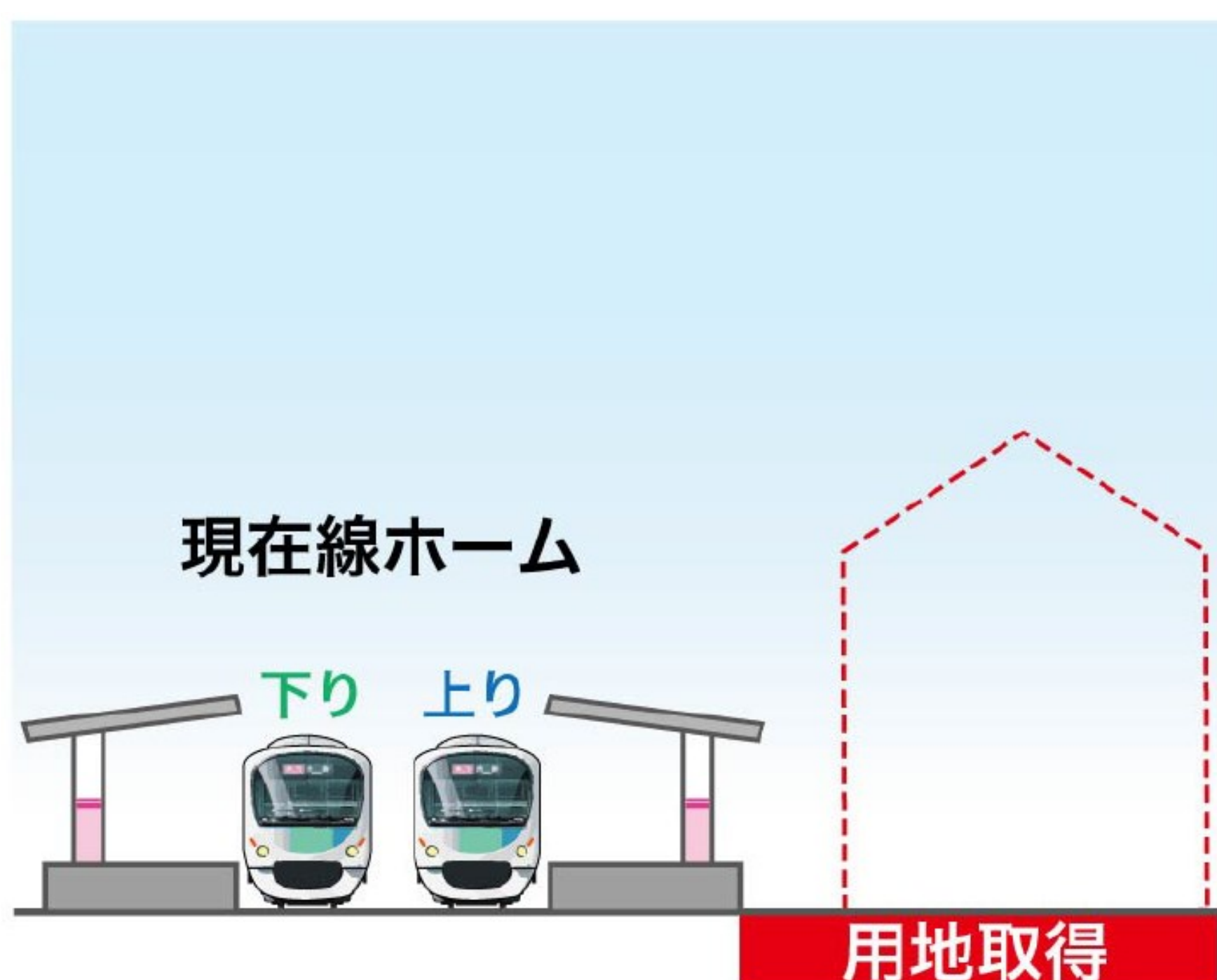
① 現況



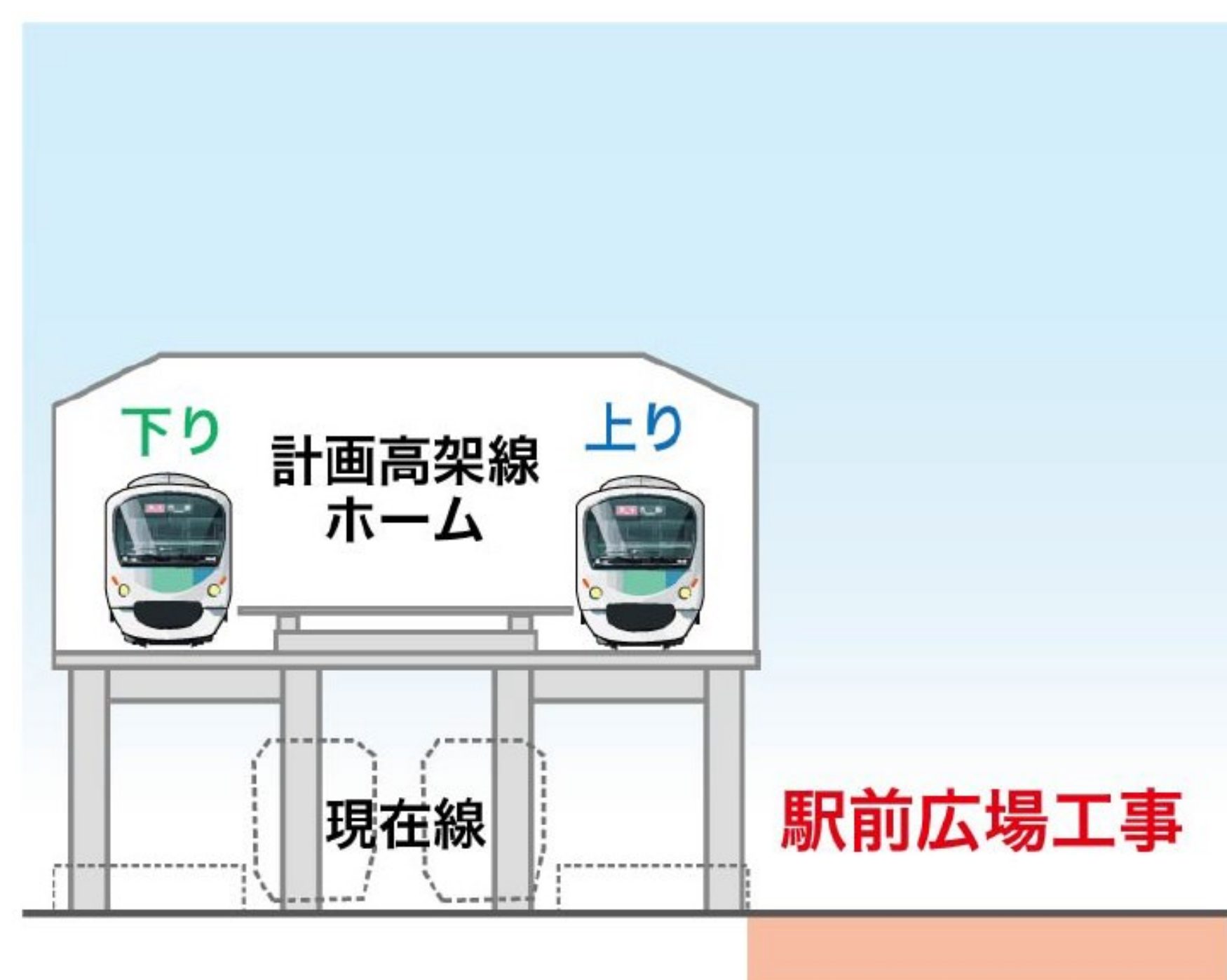
④ 仮線を順次高架線に切り替え



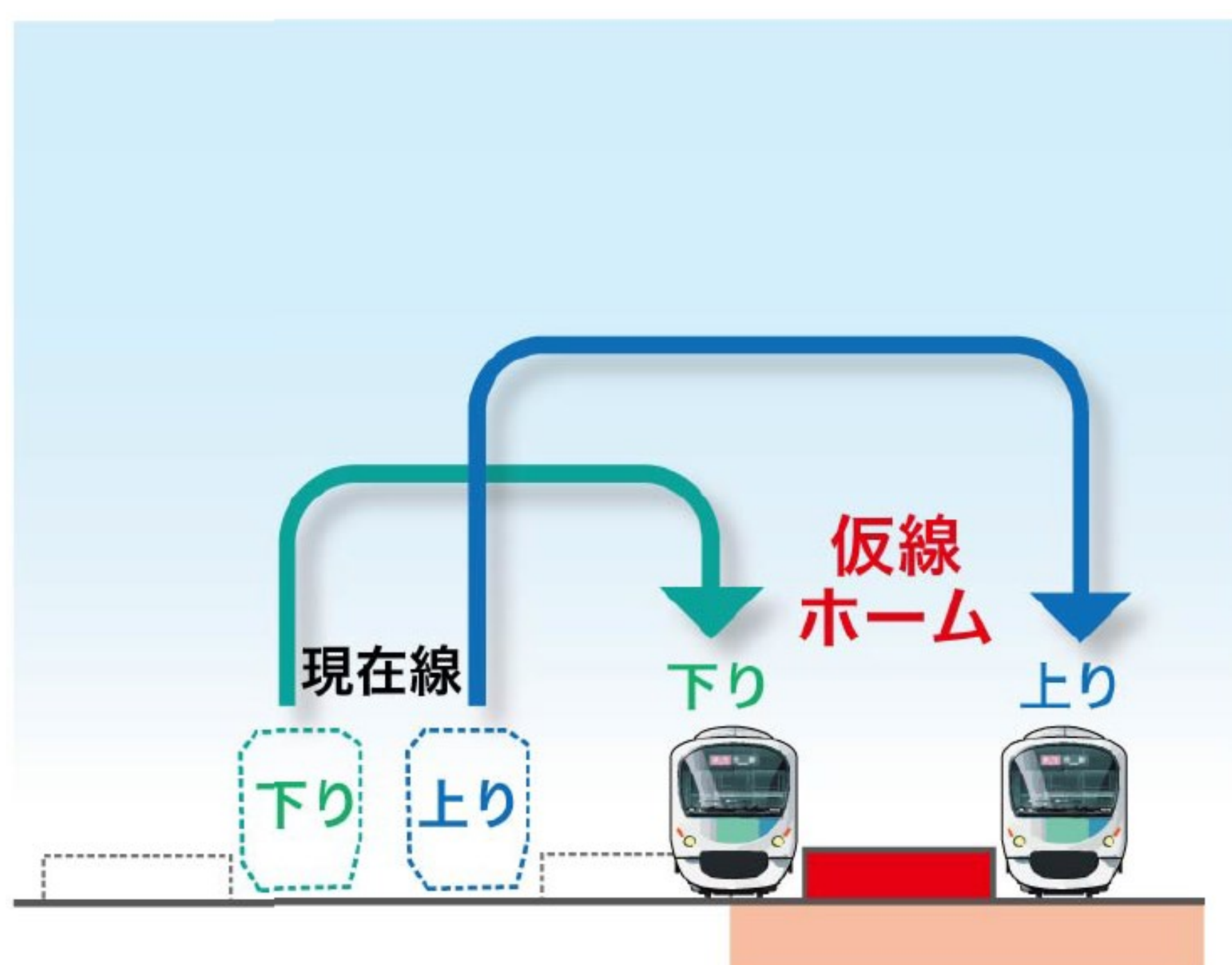
② 用地の取得



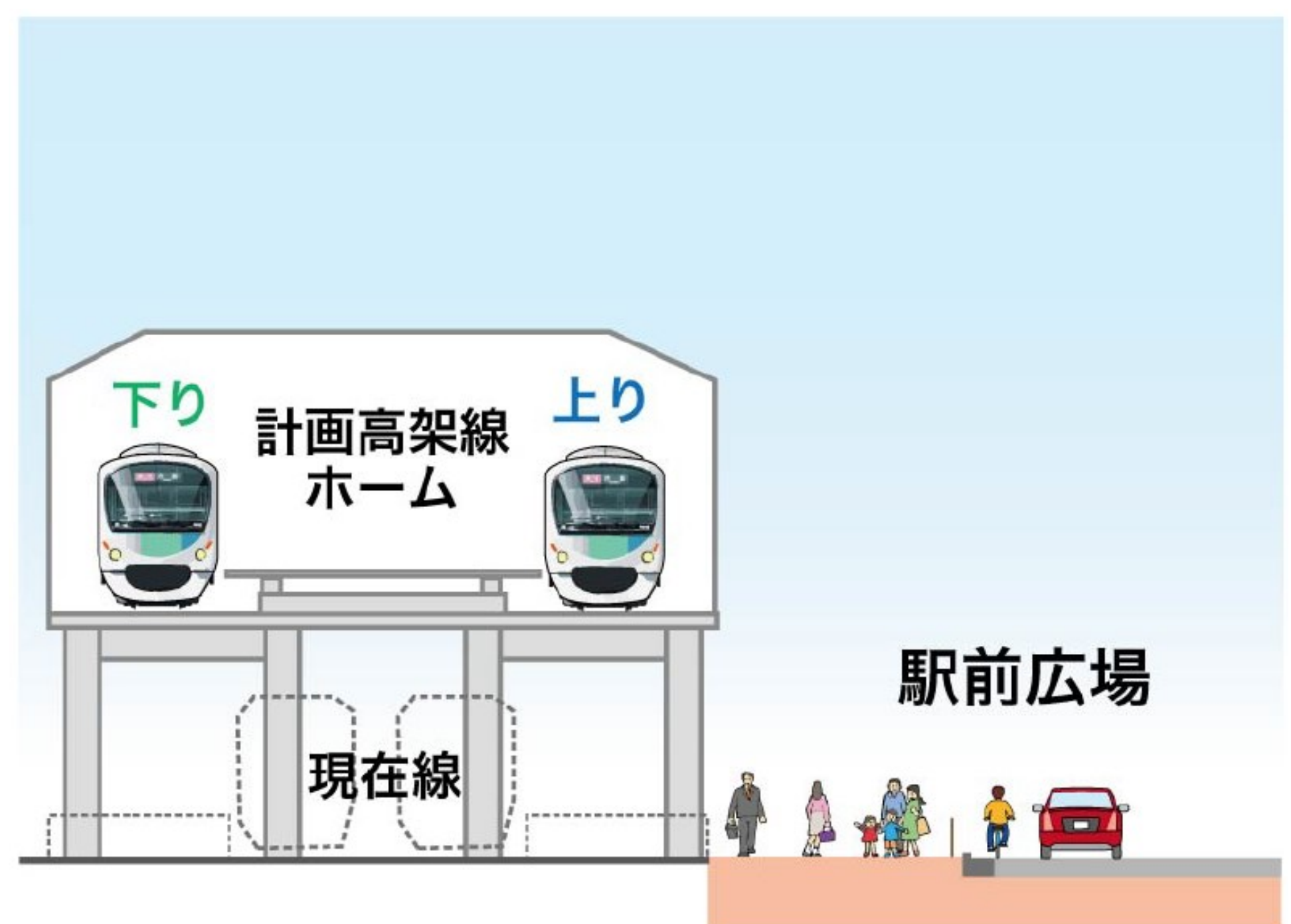
⑤ 駅前広場整備工事



③ 仮線に切り替え



⑥ 完成



※パンフレット「上井草駅北口駅前広場整備事業等について」より抜粋（東京都建設局ホームページ掲載）
※整備手順は現段階でのイメージです

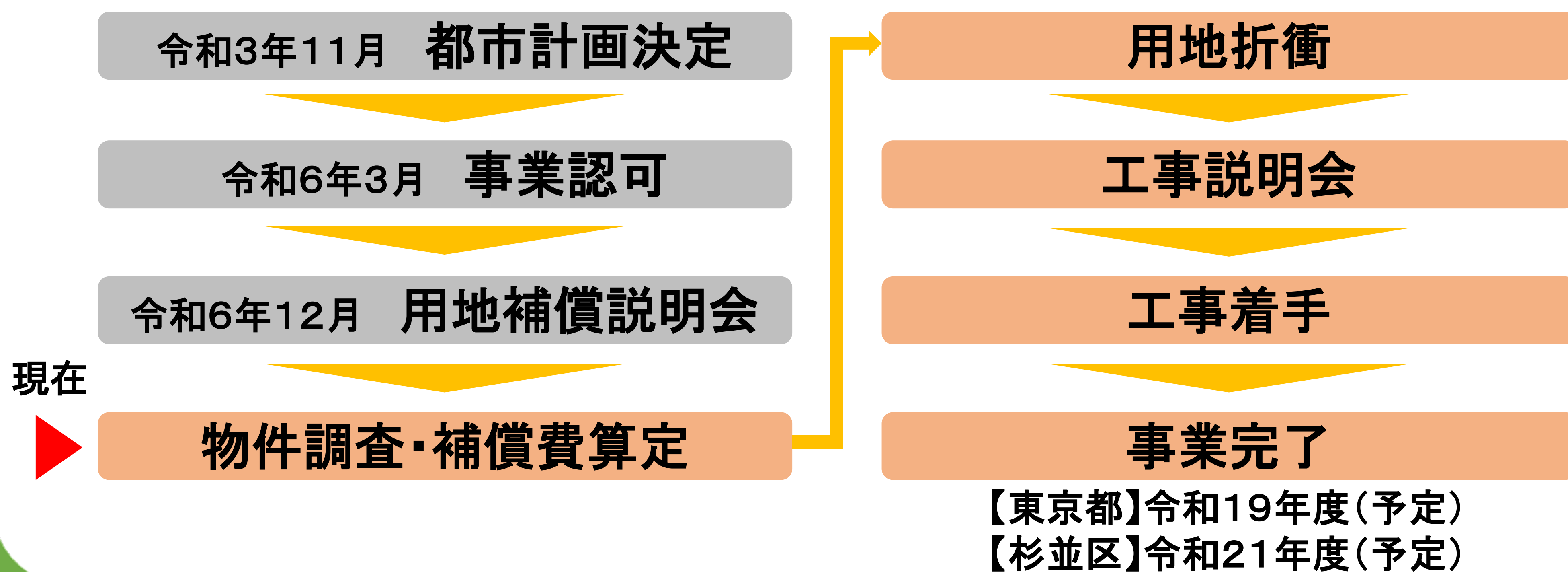
駅前広場の整備・事業の流れ（杉並区）

● 整備イメージ



※パンフレット「上井草駅北口駅前広場整備事業等について」より抜粋（東京都建設局ホームページ掲載）
※パースは現段階でのイメージです

● 鉄道連続立体交差化及び駅前広場等の工事完了までの流れ



西武新宿線沿線各駅周辺地区 まちづくり方針（上井草駅周辺地区抜粋）

**地域住民や関係機関との連携・協働を行い、まちづくりの目標である
「人と人をつなぐ、みどり豊かな便利で快適なまち」の実現を目指します**

分野別方針の基本的な考え方

交通体系分野
（道路・交通）

- 交通結節点機能の強化
- 交通ネットワークの形成

土地・建物利用分野
（商業・にぎわい）

- 駅周辺のにぎわい拠点形成
- 適正な土地利用の誘導

住環境分野
（住環境・みどり）

- みどりの保全・育成
- 防災・防犯まちづくり

上井草駅周辺地区のまちの将来像

まちの歴史やみどりを大切にし、誰もが元気で安心して住み続けられるまち

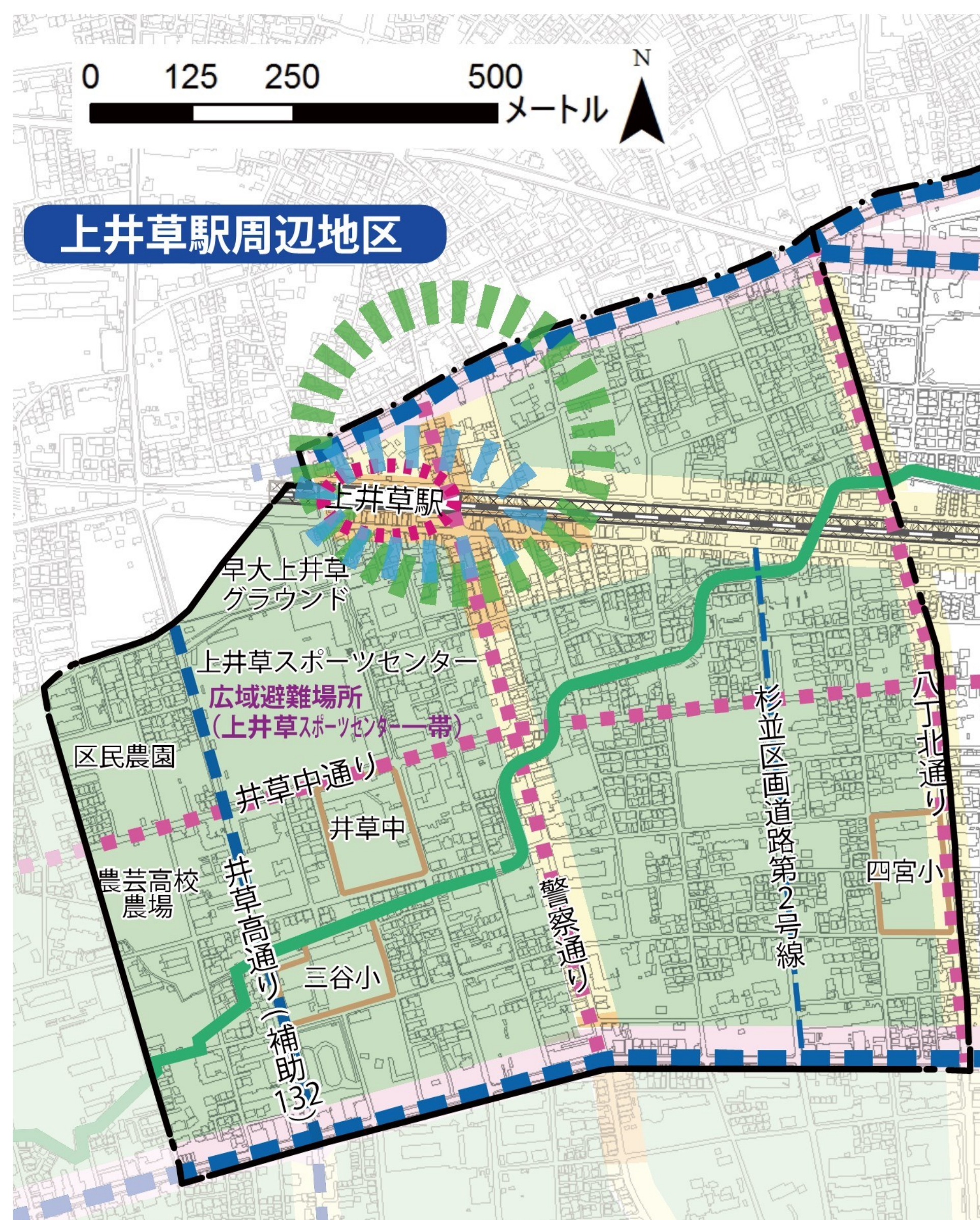
◆ 地域に暮らす人たちが元気になるまちづくり

- 地域特性を活かした魅力ある商業環境の充実や駅周辺の拠点形成を図る
- 住民のニーズにあった店舗の誘致や「アニメのまち」の推進など上井草らしい地域主導の商店街活性化の取組を進める
- 上井草スポーツセンター、学校等を活用した防災活動を通して地域コミュニティづくりを進めるとともに、防災拠点機能の充実を図る

◆ 豊かな自然環境を大切にするまちづくり

- 公園・遊歩道、屋敷林・農地などの保全や建築物の屋上・壁面・接道部の緑化及び生垣化の促進により身近なみどりを増やし、みどりの風景の形成を進める。

まちづくり方針図

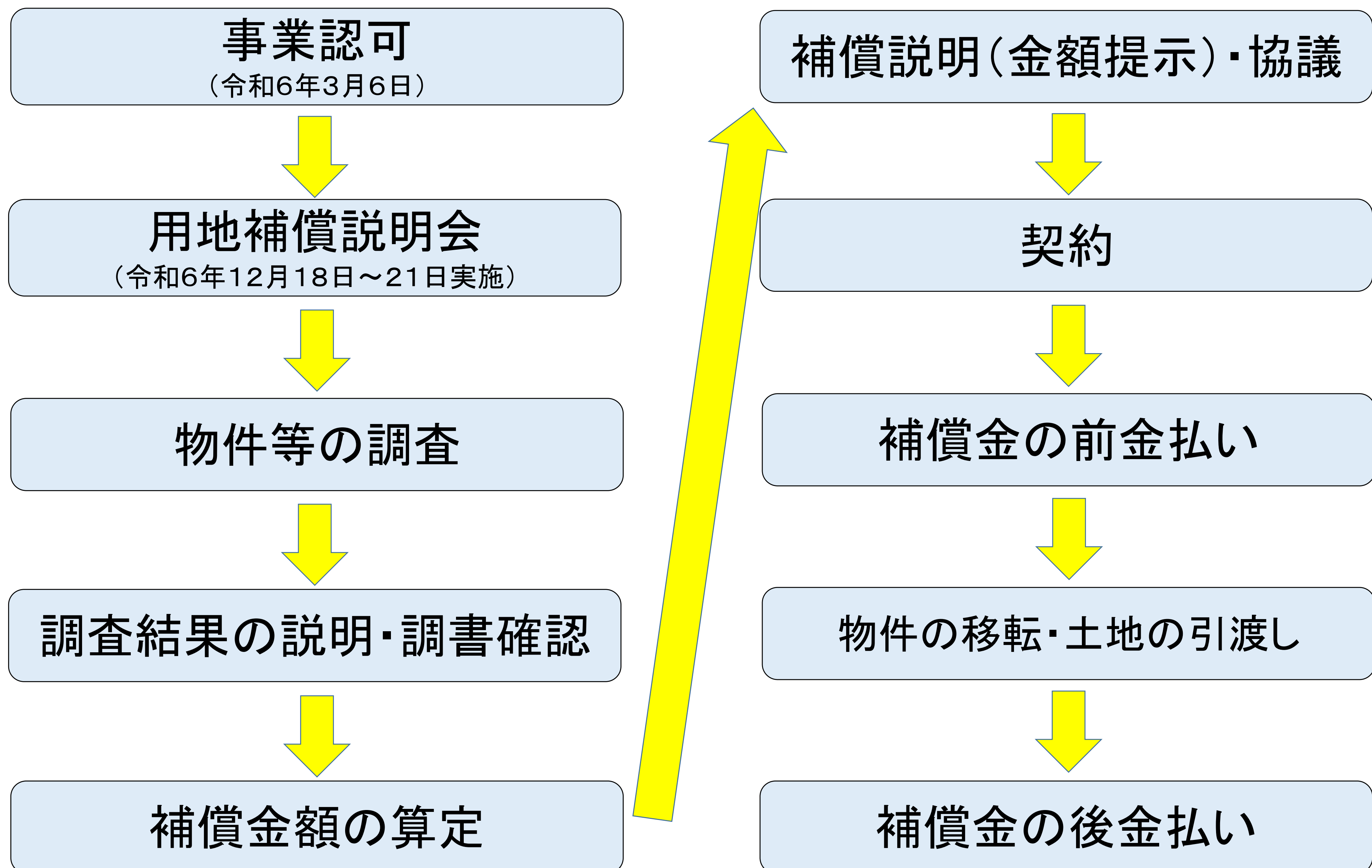


凡例		
	西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針の区域	
	鉄道連続立体交差事業の推進	
	駅周辺の交通環境向上	
	駅前にぎわいゾーン	交通結節点機能を向上し、まちの顔としてふさわしい効率的な土地利用と商業施設の集積を図る。
	商業ゾーン	店舗の有効活用や商業機能の向上を誘導し、後背の住宅地と調和した土地利用を図る。
	幹線道路沿道ゾーン	建築物の中高層化、不燃化による延焼遮断帯の形成や街路樹等みどりを育成し、魅力的なまちなみの形成を図る。
	補助幹線道路沿道ゾーン	商業業務機能と良好な居住機能を備えた、落ち着いた市街地の形成と防災性の向上を図る。
	都市型住宅地ゾーン	中低層の戸建住宅と集合住宅が共存する、生活利便性と住環境の良好な都市型住宅地の形成を図る。
	みどりと住宅地ゾーン	ゆとりある戸建住宅や周辺環境と調和した集合住宅の立地するみどり豊かな住宅地として保全を図る。
	都市計画道路	
	西武新宿線	
	主要生活道路	
	みどりと水のプロムナード軸	
	みどりの保全地区	

※この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図を複製したものである。
無断複製を禁ずる。(承認番号 27 都市基交測第 8 号、平成 27 年 4 月 30 日)
※この背景の地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。
(利用許諾番号 MMT 利許第 27007 号 -51、平成 27 年 6 月 4 日)

用地補償の流れ

土地をお譲りいただくまで



事業認可の告示により生じる制限等について

1、建築等の制限(都市計画法65条)

事業認可区域内において、以下の行為を行う場合は杉並区長の許可が必要となります。

- ①土地の形質の変更及び建築物の建築
- ②その他の工作物の設置等を行う場合

2、土地建物等の有償譲渡の届出(都市計画法67条)

土地建物等の売買を行う場合は、事前に杉並区施行事業箇所では杉並区へ、東京都施行事業箇所では東京都への届出が必要になります。